

潜水器漁業の許可等の取扱方針

平成 14 年 12 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項 17 号に規定する潜水器漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所地を有する者に適用する。

(制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 のとおりとする。

(条件)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項（規則第 13 条）に規定する条件は別表 2 のとおりとする。

(許可等の有効期間)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項（規則第 15 条第 1 項）に規定する許可等の有効期間は、許可を受けた日から 3 年間とする。

(資源管理の状況等の報告)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項（規則第 21 条）に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 8 第 1 項の例により提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する同法第 38 条（規則第 7 条第 2 項）に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から 10 か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

第8 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条（規則第16条）の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条（規則第17条）の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条（規則第18条）の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条（規則第19条第1項）の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条の規定による許可証の書換え交付（規則第27条）及び許可証の再交付（規則第28条）を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成14年12月25日から施行する。
- 2 海面許可漁業の許可等の取扱方針（平成6年2月1日施行）の本漁業に係る取扱いについては、廃止する。
- 3 この方針の施行の際、現に効力を有する漁業の許可等については、当該許可等の有効期間内に限り、なお、従前の例による。
- 4 平成16年1月26日一部改正。
- 5 平成20年3月25日一部改正。
- 6 平成22年3月12日一部改正。ただし、改正規定は、平成22年4月1日から施行する
- 7 令和3年2月15日一部改正。

別表1

漁業種類			操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
潜水器漁業	うに、ほや等	潜水器	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	1月1日から12月31日まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
簡易潜水器漁業		簡易潜水器						定めなし

別表2

漁業種類	条件
潜水器漁業及び簡易潜水器漁業	<p>ア ····と···を結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。</p> <p>イ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。</p> <p>ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</p>